

奈良県告示第百八十一号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和四年九月九日

奈良県知事 荒 井 正 吾

登録番号 （奈良県 ）	肥料の種 類	肥料の名 称	保証成分量 （％）	その他の 規格	有効期限	生産業者の氏 名又は名称及 び住所
第二六〇 号	蒸製てい 角粉	13蒸製 てい角粉	窒素全量 一三・〇	公定規格 のとおり	令和九年 九月十一 日	株式会社ニシ ダ 生駒郡斑鳩町 興留九丁目五 番七号
第七七九 号	蒸製骨粉	内地蒸製 骨粉	窒素全量 三・五 りん酸全量 二五・〇	公定規格 のとおり	令和十年 二月二十 四日	岡本製肥所 岡本清治 北葛城郡広陵 町大字百済一 一四三の四